

地方の社会資本整備における政策決定システムの提案

高知工科大学 大学院 工学研究科 博士課程
(前田建設工業(株) 経営管理本部 総合企画部 在籍)
正会員 ○尾嶋 茂久

1. はじめに

現在の日本における社会資本整備は公共投資の財源逼迫を背景にし、厳しい局面に遭遇している。本来、社会資本は国内産業を振興し、国民の生活を豊かにする基本的な社会基盤であり、社会に広くその恩恵を及ぼすものであるが、恩恵を受ける国民、市民から整備される社会資本の意義を理解されず、さらには社会資本整備事業に対して不信感を抱かれるまでに至っている。特に地方の社会資本整備は地域の雇用確保としての政策意図をも包含しているため、社会資本整備の意義がより不透明となっている。

本論文では、まず地方の社会資本整備の現状を整理し、その課題を抽出する。そしてそうした課題を解決する一方策として、大学を中核とした新しい公共政策形成システムを提案する。この新しいシステムは大学という中立、公平な高度専門機関が中核となる第三者機関を具体化するものであり、また建設システムを革新する魁と成り得るものであり、建設産業への貢献は大きいと考える。

2. 地方における社会資本整備の現状

県および市町村における公的社会資本整備は国の公共事業費縮減の影響を受け、年度総額で20%程度、事業規模を縮小させている。一方、地域を牽引する基幹産業がない地方は、公共事業を地域の雇用の重要な受け皿として位置付けており、公共事業縮減は地域経済に大きな影を落としている。

地方の社会資本整備は社会福祉的側面を強く反映し、その政策が決定されている。県内の地方自治体には広く公平に社会資本整備資金が配分されている。また整備される社会資本はその整備規格が全国一様であり、発注形式も一部業者に工事が集中することを避け、細分化され多くの業者が受注できるように発注されている。

経済全体が拡大している高度成長期であれば、細分化による非効率性が目立たず、日本国の社会風潮である財の公平な配分という意識にも合致しており、社会全体が成長していくことに障害とならなかった。しかし、経済成長が停滞し社会が成熟期を迎えた現在、公平という大義名分の下で行われる非効率な事業遂行方式や画一的な事業仕様は大きな問題として注目されるに及んでいる。

3. 社会資本整備の課題と対応

こうした地方における社会資本整備の問題は、社会資本整備の方向性を決定する政策構築のプロセスを根源としている。限られた財源を活用し、最善の計画を決定することは、民間企業においては当然の行為であり、地方自治体の社会資本整備においても全く同様であると考えられる。地域の公平な発展は社会福祉的側面から公的政策として重要であろうが、市町村として、また県として最大の効用を発揮する政策投資を第一義として考える必要は高まっている。

また地方の公的社会資本整備を立案する主体は、地方自治体の公務員に集中しており、地方自治体の公務員が持つ宿命的な行動制約が効率化という事業推進を阻害していると言える。

行政が行っている社会資本整備の課題を以下に要約する。

3.1 政策の妥当性

従来の社会資本整備は納税者として納得がなされないまま、一方的に行われてきた。こうした状況は不当な政治的介入や合理性を欠く社会資本整備を生み出してきており、現在、PI など社会資本整備における合意形成問題として注目されている。

現在の行政が中心になって行う政策決定方式から、第三者機関が中立公平で専門的な立場から政策を策定

キーワード 第三者機関, 社会福祉政策, PI, PFI, NPO

連絡先 〒782-8502 高知県香美郡土佐山田町 高知工科大学 寄附講座 TEL 0887-57-2410

するシステムが考えられる。

3.2 整備コストの高さ

現在の行政が行っている社会資本は投資効率と公共投資の公平配分という目的が混同した複雑な意思決定が為されている。また社会資本整備をハード整備に限定して考える風潮も整備効率を低下させている。整備する社会資本を事業として捉え、建設から運営までのハードとソフトを包含した事業経営が必要である。

一方、整備する社会資本の利用状況を勘案し、整備の仕様を柔軟に変更できる整備方式が求められる。

3.3 建設事業遂行過程の不透明と不合理さ

従来の公的社会資本整備事業は行政が事業の中心にあり、すべての責任を負うシステムとなっている。しかし、単なる請負業を超える実力を備えた事業者が現れている現在、PFI など新しい事業実現手法が登場し始めている。こうした事業手法を導入するためには建設産業の事業遂行過程を透明化し、責任と権限が明確となった事業遂行システムが必要となる。

また従来の建設産業は施工というもののづくりに価値を集中させ、それ以外の知的な価値などソフトに対して価値を評価しなかった。知恵はものに付加した無料のサービスであるという認識は広く建設産業に定着した通念である。こうした旧態依然とした産業価値を克服しなければ、建設産業に発展はあり得ないし、価値観が変革することにより、建設産業はより多様な業態を生み出し、また個々の産業はより高度に進化することができる。

4．課題を解決する新しいシステムの提案

4.1 システムの概要

前章で述べた中立で公平な第三者をどのような組織が担い、第3者機関を中核としたシステムはどのように機能すべきであろうか。従来のシンクタンクや建設コンサルタントが第3者機関としての機能を将来担うことはできるが、それに移行するまでの過渡的なシステムが必要である。ここでは、大学が持つ高度な研究機能と中立公平な立場を活用し、大学の研究者が中心となった対外的な政策策定評価機能（高知工科大学では、この組織を社会システム研究センターと呼んでいる）を組織することを提案する。

なお、第3者機関は学校法人の定款との調整を考慮し、大学内部に付置せず、別途の特定非営利活動法人（NPO）組織を考えた。NPO法人は非営利性と営利性を兼ね合わせた法人であり、当該組織の目的である公的社会資本整備のあるべき姿を提示し社会システムを革新する目的にふさわしい組織形態である。

4.2 システムの効果

設立された第3者組織は県および市町村が抱える公的社会資本整備に関するグランドデザインを検討し、また既存の社会システム機能を評価し、新しい社会システムを提言するものである。

従来、行政がコンサルタントに委託して作成していた社会資本整備政策はあくまでも行政が責任を負うものであり、委託されたコンサルタントは委託業務としての責務はあるものの、政策を受ける市民に対して責任を負うものではない。しかし、第3者機関を中核とした政策検討では、コンサルタントが検討した政策を第3者機関である社会システムセンターが評価し、オーソライズする。これにより、政策責任の所在が明確となり、行政の責任範囲と行動も厳格に規定することができる。

5．結論

ここで提案した社会システム研究センターは現在、高知工科大学で組織が検討されているものであり、新しい政策形成システムとして稼動するものである。新しい第3者組織を中核とした多様な建設産業組織の連携システムが生まれ、建設産業を革新する魁となることを期待するものである。

参考文献

- 1) 草柳俊二, 建設産業の透明化に関する研究, 土木学会論文集 p.221, 2002-09
- 2) 草柳俊二, 21世紀型建設産業の理論と実践, 2001年2月, 山海堂